

「Cネット通信・No.92」（2026/5/14）

◆◆改善事例 ㈱ガッツ・ジャパンに対する申入れ

株式会社ガッツ・ジャパンに対し、同社のレンタカー規約・約款の条項の一部につき、消費者契約法9条1項1号・同法10条に適合するよう改訂を求めたところ、以下のとおり、改善してもらうことができました。

㈱ガッツ・ジャパンのレンタカー規約・約款

消費者からの情報提供に基づき、当団体が、事業者が使用するレンタカー規約・約款の条項について確認したところ、

- ・借受期間満了時まで所定の返還場所で車両返還できなかった場合の損害賠償条項（一切の損害の賠償を求めるもの）
- ・遺留品保管についての免責条項（レンタカーの返還後、遺留品について保管の責を負わないとするもの）
- ・使用不能による貸渡契約の終了時の貸渡料金の不返還条項
- ・営業補償条項（ノンオペレーション・チャージ。消費者に故意・過失が認められない場合にも責任を負わせるもの）
- ・貸渡契約の解除時における受領済貸渡料金の不返還条項

等について、消費者契約法等に照らし、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる記載がありました。

そこで、当団体は、事業者に対し、消費者保護の観点から、消費者契約法9条1項1号・同法10条等に基づき、レンタカー規約・約款を改訂するよう求めました。

申入れの結果

当団体の申入れに対し、事業者は、当団体との間で法的見解の相違はあるとしながらも、当団体の申入れの趣旨に沿う形で、レンタカー規約・約款の一部修正を行いました。

また、当団体の申入れ後の令和4年6月1日、一般社団法人全国レンタカー協会は、「標準レンタカー貸渡約款」を一部改正・施行しており、事業者は、これも参考にしながら、レンタカー規約・約款につき、更なる修正を行いました。

■詳しくはCネット東海のホームページをご覧ください。

<https://cnt.or.jp/topics/post-7890.html>

「2025年度差止請求事例報告会」開催のご案内

当団体の第20回通常総会終了後、当団体主催にて「2025年度差止請求事例報告会」を開催いたします。報告会では、参加いただいた消費生活相談員のみなさんの相談業務に役立つよう、2025年度に当団体が取扱った差止請求活動の中から、改善できた事例及び新たに提起した差止請求訴訟について報告し、意見交換ができるよう、1時間の時間を予定しています。

- ・日 時 2026年6月6日（土） 14:00～15:00
- ・会 場 名古屋第一法律事務所会議室（会場・オンライン Zoom 併用）
- ・内 容 消費生活相談員向け事例報告会

～ 2025年度当団体が取扱った事例の報告 ～

- ・定 員 30人

- ・申込みはこちらから⇒ <https://forms.gle/bFhFxBibu7AWLpED8>

※ご提供いただいた個人情報は、この報告会の運営・連絡にのみ使用します。

■連絡・問合せ 052-734-8107 事務局まで

締め切り 6月3日（水）

新しい消費者庁『消費者団体訴訟制度「成果事例集」』ができました。

■こちらから閲覧・ダウンロードできます（当団体の web サイト経由）。

<https://cnt.or.jp/topics/post-7895.html>

<会員加入のご案内>

消費者被害防止ネットワーク東海(略称:C ネット)は、団体と個人の会費と寄附金により運営される認定NPO法人です。消費者被害を未然に防止、拡大を防止し、消費者主権が確立された社会を築くためにCネット東海の会員となり、活動への参加や継続的なご支援を賜りますようお願い申し上げます。

●オンラインで加入申し込みをしていただけるようになりました。

詳しくはこちらをご覧ください。 ⇒ <https://cnt.or.jp/newmember.html>

<寄附のご案内>

消費者被害防止ネットワーク東海(略称:C ネット)は、これまで消費者への相談活動や、不当な約款や勧誘行為などの是正を事業者に求める活動に取り組み、成果を出してきました。より一層東海エリアのみなさまが安心して暮らせるよう消費問題に取り組むべく今後の目標として2015年に制定された【特定適格消費者団体の認定】

を目指しています。【特定適格消費者団体の認定】には財政基盤の確立が必要不可欠です。今後も東海のエリアにおいて差止め請求訴訟を提起するなどして、消費者被害を未然に防ぎ、拡大を防止する活動を続けていくため、皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

●オンラインで寄附のお申込みをしていただけるようになりました。

詳しくはこちらをご覧ください。 ⇒ <https://cnt.or.jp/donation.html>

【Cネットからのお願いとお断り】

※ホームページやこのメルマガ通信で、紹介・告知したい記事・イベント等がありましたら、ご投稿をお待ちしています。

※このメルマガの転送も大歓迎です。また、知人や職場の同僚に、Cネットから直送付を希望される場合はお知らせ下さい。(氏名・アドレス・所属)

※このメルマガ通信は事業者への申入れが終了し、改善報告をホームページに掲載した際に発行いたします。不定期発行ですのでご了承ください。

★この「Cネット通信」の【配信停止・変更】をご希望の方は、恐縮ですが、【配信停止・変更】と記載の上、cnet-tokai@cnt.or.jpへご返信ください。

⇒次回からの配信停止・変更をさせていただきます。

◇Cネットは、主に愛知・岐阜・三重で活動する適格消費者団体です

消費者庁が、昨年4月1日に「COCOliS（消費者団体訴訟制度）ポータルサイト」を公開しました。消費者と（特定）適格消費者団体をつなぐことを目的にしています。全国の（特定）適格消費者団体の活動が紹介されています。

COCOliS ⇒ <https://cocolis.caa.go.jp/>